

■ 令和6年度第2回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 議事録

日 時	令和6年11月25日（月） 13:30～14:30	
場 所	八戸市庁 本館3階 議会第三委員会室	
出席委員	東山 国男 委員 坂本 美洋 委員 吉田 守実 委員 吉田 朝子 委員 岡田 圭逸 委員 西野 祐希 委員 中嶋 幸一郎 委員 上田 武男 委員 慶長 洋子 委員 以上9名	
欠席委員	間山 路代 委員	以上1名
市出席者	佐々木 福祉部長兼福祉事務所長 事務局：福祉政策課4名 小笠原 福祉部次長兼福祉政策課長 中嶋 副参事（福祉政策GL）、大川 主幹、中村 主査 以上5名	
議 事	八戸市重層的支援体制整備事業(移行準備事業)実施計画原案について	
結果概要	上記議事について報告・説明し、委員の了承を得た。（以下、議事詳細）	

◆次第

- 1 開会
- 2 専門分科会長あいさつ
- 3 議事 八戸市重層的支援体制整備事業(移行準備事業)実施計画原案について
- 4 閉会

◆議事録

開会

○司会：それでは、ただ今から令和6年度第2回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門部会を開催いたします。

本日の司会を務めます、福祉政策課の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

資料確認

○司会：それでは、会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。

【資料確認】

専門分科会長あいさつ

○司会：それでは会議に移りたいと思います。

本日の会議でございますが、間山委員が欠席ですが、委員10名中9名に出席いただいていることから、当審議会規則第4条第2項及び第5条第11項の規定により会議の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず初めに、坂本専門分科会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【専門分科会長あいさつ】

前回会議における意見・要望への対応

○司会：次に、次第にはございませんが、前回8月の当専門分科会で委員の皆様からいただいたご意見・ご要望への対応につきまして、事務局よりご説明いたします。

○福祉部次長兼福祉政策課長：それでは、ご意見・ご要望への対応について、まず、「避難行動要支援者名簿への成年被後見人の追加の検討」についてご説明いたします。

質問の背景としまして、災害時に、被後見人がひとりで避難できず、取り残される事例があったため、避難行動要支援者として含められるものかどうか確認したい、というものでございます。

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、ひとりで避難が困難な避難行動要支援者の登録について、

- 一点目 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- 二点目 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- 三点目 避難行動を取る上で必要な身体能力

以上の三点に着目して判断するよう、定められております。

被後見人は、これらの能力が低いものと推察できることから、後見人がいる場合であっても、要支援者として登録が必要な対象者であると考えております。

そのため、成年後見制度等の権利擁護に関する相談支援等を行う「八戸圏域成年後見センター」の窓口である八戸市社会福祉協議会とも連携し、要支援者登録の周知を図りたいと考えております。

次に、「障害者雇用率の目標値の見直し」についてご説明いたします。

質問の背景としましては、民間企業における障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられている現状を踏まえ、地域福祉計画の目標値についても、見直す必要があるのではないか、というものでございます。

本計画では、基本目標ごとに達成状況を測るための目安として、評価指標や目標値を設定しており、計画期間である5年間で、実績値が目標値にどの程度近づいているのか、どの程度超過しているのか、その推移について検証することとしております。そのため、目標値の上方修正や下方修正は、各年度の事業実施報告のタイミングで行わない予定であります。先ほどの検証を通じ、顕在化できた推進事業の効果や、評価指標・目標値設定の妥当性については、課題も加味し、次期第5期計画策定の際に反映したいと考えております。以上により「民間企業における障害者の雇用率」の目標値については、法定雇用率の段階的な引き上げに伴うもので、各事業者が目指すべき数値ではありますが、上方修正などの見直しは行わないことといたします。

最後に、「ほっとスルメール及び学校安全情報配信メールの周知の状況と両メールのシステムが連動可能か」について、担当課である危機管理課と教育指導課に確認した内容をご説明いたします。

質問の背景としましては、「ほっとスルメール」と「学校安全情報配信メール」の2種類のメールについて、登録時の保護者の手間や、配信時の先生方の負担軽減のため、連動できないのか、というものでございます。

ほっとスルメールについては、市内小学校へ、学校安全情報配信メールについては市内小中学校へ周知のチラシを配布し、登録の勧奨を行っております。また、学校安全情報配信メールのチラシには、ほっとスルメールと学校安全情報配信メールへの登録は、それぞれ行う必要がある旨を記載しております。

両メールについては、引き続き周知を行ってまいります。

次に両メールが連動できるかについてですが、学校安全情報配信メールは、ほっとスルメールのシステムの一部を使用して配信しており、配信情報によっては、ほっとスルメールと一部連動していると言えます。しかし、行事や休校など各学校独自の情報を配信するために、両メールはあえて運用が切り分けられておりますので、学校の独自情報をほっとスルメールで配信できるかという意味では連動できません。

以上で、ご意見・ご要望への対応について、説明を終わります。

議事

○司会：それでは、議事に入ります。当審議会規則第5条第11項の規定により、「専門分科会の会議は、専門分科会長がその議長となる」こととされていることから、坂本会長に議長を務めていただきます。

○会長：それでは、次第に従い、議事を進めます。

皆様のご協力を頂きまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。「議事 八戸市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画原案について」、事務局から説明願います。

○福祉政策課：それでは、「議事 重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画原案について」のご説明に入ります前に、前回のおさらいになりますが、まずは重層的支援体制整備事業についてご説明いたしますので、資料1「重層的支援体制整備事業について」をご覧ください。

なお、重層的支援体制整備事業という名称が長いため、説明の中では適宜「重層事業」と省略させていただきます。

まず、「1 重層的支援体制整備事業とは」についてですが、地域住民の課題として、「介護と育児に同時に直面する世帯」や「高齢の親とひきこもりの子が同居する世帯」など、複数の分野にまたがるものや、制度の狭間にあるものなど、従来型の分野別の縦割りの支援体制では、対応が困難な事例が顕在化していることを受け、分野を問わず包括的に支援を行う体制を構築するため、国では、令和3年度に社会福祉法を改正し、創設したものです。

当事業は、地域住民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあるニーズに対応するため、高齢や障がい、こども、生活困窮などの相談者の属性や世代を問わずに、包括的に受け止める「相談支援」、これには属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の3つの事業を含みますが、さらに、社会とのつながりを作るための参加支援、交流や参加、学びの場となる地域づくりの5つの事業を一体的に実施する体制を構築するものであります。

資料真ん中にあります表が、国が定めております当事業を構成するために必要な事業の一覧になります。

①包括的相談支援事業及び⑤地域づくり事業については、既に各分野で行われている相談支援の事業であります。表の真ん中に当たる②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業は、重層事業の実施にあたり、新規に取り組むことになる事業となります。

各事業の内容については、後ほど、実施計画の説明の中でさせていただきます。

重層事業の実施については、市町村の手上げ式の任意事業ではありますが、市町村は包括的な支援体制の整備するよう努めることとされており、その面では努力義務が課せられています。

資料にはありませんが、今年度には全国346市区町村で実施されており、青森県内では鯉ヶ沢町ほか4町村が実施中、青森市が来年度から、弘前市においても令和9年度からの実施に向けて準備検討中とのことです。また、全国の中核市では、7割程度が実施済であります。

次に、「2 当市の現状」についてですが、第4期八戸市地域福祉計画、第9期八戸市高齢者福祉計画において、重層事業は実施について検討をする事業として掲げられておりますことから、これまで庁内関係課と事業の理解促進や問題意識の共有を図ってまいりました。

庁内関係課へのヒアリング結果では、複雑化・複合化した課題を抱えたケースの件数等を数値化し管理している課はありませんでしたが、多くの関係課において困難な事例が年に複数件あり、現状では、各分野の専門性の高い相談支援機関や、関係機関との連携ネットワークや、既存の会議体により対応を行ってきております。

その一方で、解決のためには関係課・機関間の調整に多大な時間と労力を要することや、相談者から訴えがないこと等により、支援者が、相談者やその世帯が抱える課題を担当外の分野にわたって包括的に聞き出して、すべての課題について支援につなげるまでは至らないケースが潜在していることが、ヒアリングの中で確認されております。

資料裏面にまいりまして「3 当市の目指す重層的支援体制」についてであります。先程申し上げましたような状況を踏まえまして、当市の目指す重層的支援体制といたしましては、これまで各分野において専門性を培ってきた既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限活かしながら、必要に応じて拡充や補完、また連携体制の強化をするとともに、それらを支える新機能（多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）を整備することにより、重層事業において一体的に整備する5つの事業が相互に連携しながら対象者を支援する、誰一人取りこぼさないセーフティネットの構築を目指すことといたします。

下の図で当市の目指す重層的支援体制の全体像をお示ししておりますが、相談者からの相談は、従来通り包括的相談支援事業を構成する各分野ごとの相談窓口、もちろんここに示す以外の様々な分野の窓口からも相談を受けることとなりますが、ここで世代や属性を超えた課題を包括的に受け止めまして、自所属の担当分野以外の課題については、すでに構築されている連携ネットワークや会議体等での解決を目指します。

それでもなお、複合的な課題や、制度の狭間にあるなどにより解決につなげることが困難な事例について、次の段階として整備する多機関協働事業へつなぎます。

この多機関協働事業は、重層事業の中核を担う役割でありまして、ここで課題の整理や、関係機関間の調整、役割分担、支援プランの協議、決定を行うための重層的支援会議を開催し、多機関の関わり合いによる支援を実施していくことになります。

また、必要に応じて新たに整備する参加支援事業や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業などにもつないで、世帯に対する支援を重層的に行っていくことを目指すものとなっています。

次に「4 今後の取組予定」についてですが、今年度には今回ご審議いただく事業実施計画書の策定、支援関係機関への説明等を行い、来年度からは、重層事業への移行準備事業としまして、支援関係機関の連携強化や、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施を目指します。

そして、令和8年度には、参加支援事業も含めた重層事業全体の本格実施を目指しております。

続きまして、本日の本題になりますが、資料2「八戸市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画原案」について、ご説明いたします。

まず、計画の構成についてですが、表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。最初に、「1 計画の基本的考え方」としまして、計画策定の背景と目的、計画の位置付け、計画の期間、計画策定に当たっての体制、重層体制移行に係る課題と対策について、説明いたします。

次に、「2 実施内容及び実施体制」と題しまして、当市の整備する重層事業実施体制について、事業ごとにその内容や体制を説明していく構成になります。

次に、「3 包括的支援会議（重層的支援会議・支援会議）」では、多機関協働事業で関係機関の調整等のために開催する当該会議の体制や協議内容などについて説明します。

最後に、「4 連携体制の構築と計画の推進」としまして、庁内外の連携を推進していくための取組や計画の評価と進行管理について、説明いたします。

巻末には、参考資料として社会福祉法の重層事業関係部分を抄録しております。

以上が全体の構成であります。続いて、内容について、順を追ってご説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。ここでは、計画策定の背景と目的といたしまして、先程の説明でも申し上げましたような、ダブルケアや8050問題のような複雑化・複合化した、制度の狭間にある課題が顕在化していること、こうした課題への対応といたしまして、社会福祉法が改正され、地域の誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりが進められており、その取組みとして重層事業が創設された背景を述べた上で、計画の目的として、市では、地域福祉計画の基本理念である「人と人、人と地域が支え合い、誰もが生きがいを持って自分らしく暮らせる地域づくり」のもと、当市における地域共生社会実現のため包括的な相談支援体制のための実施体制を定めることとし、当計画を策定するものであることを述べております。

下図は、地域共生社会の実現という政策・理念のもと、包括的支援体制の構築という方針、目標があり、その構築のための方法・手段として重層事業があるという関係性を示したものであります。

2ページをご覧ください。ここは、本計画の位置付けについての説明になります。本計画は地域福祉計画の附属計画として位置付けられるとともに、地域福祉計画を上位計画とする高齢、障がい、子育てなどの保健福祉分野の関連計画の横ぐしとなる計画であります。これらの関係計画との整合を図るとともに、八戸市社会福祉協議会の策定する八戸市地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。

次に、計画に盛り込む内容として、社会福祉法施行規則では、2ページ下部にある①～④の内容が規定されておりますが、3ページにありますように、これらについての議論を網羅的かつ十分に実施するためには、相当の時間を要することから、国の計画策定ガイドラインにおいて、必須の記載事項は、

- ①相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置個所数、設置形態
- ②参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制
- ③重層的支援会議の実施方法
- ④支援関係機関間の連携に関する事項

の4つと定められております。

そのため、本計画においては、暫定的にこの4項目を定めることし、他の盛り込むべき事項については、事業実績等を分析・検証し、修正を加えながら、今後策定することになります第5期八戸市地域福祉計画に合わせて、整備を図っていくことといたします。

また、本計画は令和7年度に実施する移行準備事業に関する計画も兼ねるため、移行に向けた課題とその対策についても記載することとしております。

続いて、ページ下半分にまいりまして、計画の期間についてですが、令和7年度の移行準備から令和8年度の本格実施の2年間といたします。

短い期間になりますが、下表にありますように、現行の第4期地域福祉計画の終期に合わせたものでありまして、本計画の計画期間以降については、令和9年度から令和13年度を計画期間とする第5期八戸市地域福祉計画との一体的な策定を予定しております。

このようなことから、計画としては暫定的に必要最低限の事項を定めたものとし、事業目標や評価指標は、今回は盛り込まない形となっております。

次のページへお進みください。計画策定にあたっての体制は、庁内の関係課で構成する庁内ワーキング会議で検討した内容を基に当社会福祉専門分科会における審議を経た上で策定するものとしております。

次に、重層体制への移行に係る課題と対策についてですが、現状と課題の部分は、資料1で説明しました内容となっております。

続く課題に対する対策としましては、相談の入り口になる相談支援機関において、適切な支援機関や福祉サービスへのつながりの平準化を目指し、相談支援機関一覧の作成や支援メニュー等を共有できるツールの導入について検討すること、他機関との調整に係る時間や労力の低減のため、縦割りの壁を低くし、お互いの顔が見える関係を構築していくこと、新たな会議体の設置によるフォーマル・インフォーマルを問わない支援関係機関の協働による支援体制の構築に向け、当事業の理解促進や意識醸成、相互の制度理解のための勉強会や研修会を実施すること、さらには、複雑化・複合化した課題を抱えながら、自ら支援を求めることが困難な方や自身の課題に気付いていないケースに対し、新たなアウトリーチ等を通じた継続的支援に取り組むこと、多機関協働の取組を進める中で、積み重ねられたケース別の支援対応事例を定期的に関係する相談支援機関にフィードバックすることにより、支援ノウハウを共有し、市全体の相談支援力の底上げを図ること、などを掲げました。

次に6ページをご覧ください。「実施内容及び実施体制」についての項目になります。初めに(1)重層事業の体系として、国の規定する事業の枠組みの説明をし、(2)に当市における重層事業の実施体制の全体像を説明しております。これについては、資料1でご説明した通りですので、説明は割愛いたします。

7ページの下部にあります、各事業の取組スケジュールにつきましては、これも資料1で簡単に説明いたしましたが、令和7年度から参加支援事業を除く部分を実施する予定いたします。ただし、①包括的支援事業と⑤地域づくり事業は、既存事業の継続や連携強化の取組となります。

そして、令和8年度からは参加支援事業も含め全ての事業について、重層事業としての一体的な実施を目指します。

次に8ページをご覧ください。ここからは重層事業を構成する各事業の実施体制や内容についての説明になっております。

まず、包括的相談支援事業ですが、当市ではこれまで各分野の相談支援機関が、各々の専門性を活かしながら、必要に応じて関係機関と調整し、相談支援を行ってきていることから、当事業にあたっては、既存の相談支援体制を維持しつつ、他分野の相談を受けた場合に、適切な支援機関につなぐ、福祉サービスの情報提供を行う等の初期相談対応の他、様々な支援関係機関との連携を図り、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施することとします。

既存のネットワークや会議体での解決も困難な、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につなぐ、相談者が制度の狭間に陥ることのないよう支援することとします。

次の実施体制については、各分野別の相談支援窓口について掲げておりまして、高齢分野の地域包括支援センター、障がい分野の相談支援事業、こども分野の利用者支援事業、生活困窮分野の自立相談支援事業を掲載しております。

次に10ページをご覧ください。重層事業の中核となります多機関協働事業についての説明になります。

先ほど見ていただきました包括的相談支援事業などからつながれた、複雑化・複合化した多分野にわたる課題があり、単独の支援関係機関での対応が難しいケースや、支援機関間の役割分担や課題の整理が必要なケースについて、多機関協働事業がケース全体の課題の解きほぐしや支援機関間の調整機能を果たします。

多機関協働事業につなげる際の基準といたしましては、多分野にわたる課題であることのみをもってつなげるのではなく、四角で囲んでおります部分、

①複雑化・複合化した課題を有し、世帯全体として支援を要すること。

②制度の狭間のケースであること

のいずれかの場合で、かつ既存の連携ネットワークや会議体での解決が困難であることを要件としております。

これは、既存の連携によって解決できるのであれば、それに越したことはなく、当事業が各相談支援機関において築き上げてきた従来の支援プロセスを変えるものではないこと、また、逆にいわゆる困難事例の投げ込み場と化してしまうことによって、多機関協働事業がパンクし機能不全に陥ってしまうことや、安易なつながりにより、かえってそれぞれの相談支援機関の支援力を弱めてしまうことを避けるため一定の条件を設けているものであります。

多機関協働事業では、支援関係機関からつながれたケースについて、包括的支援会議を開催しまして、支援プランの評価、決定、関係機関間の役割分担等を協議します。

支援プランの決定後は、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。

ご注意いただきたいのは、多機関協働事業においても、直接支援を行うのは、それぞれの相談支援機関であるということです。

実施体制は、委託での実施を予定しておりますが、主管課の福祉政策課といたしましても、委託先にまかせっきりにするのではなく、連携を密にして実施していきたいと考えております。

続きまして、11ページのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業についてですが、複雑化・複合化した課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な方、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気付いていない方（いわゆるセルフネグレクトの状態にある方）など、支援が届いていないが潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に、地域住民や支援関係機関と連携し、伴走しながらつながり続ける支援を行うことを目指すものであります。

対象者本人との信頼関係を構築することに主眼を置いたものとなりますので、本人同意が得られた後には、多機関協働事業や次にご説明いたします参加支援事業につなぐことになります。

フロー図がありますが、各種会議などにより支援関係機関や地域住民などから情報収集を行い、対象者を把握するところから始まり、対象者への継続的な訪問などを通じて関係構築に向けた丁寧な働きかけを行うものです。こちらの事業についても委託による実施を予定しております。

12ページをご覧ください。参加支援事業でございますが、既存の各制度の支援では対応できない複雑化・複合化した課題を抱えた方のニーズに対応するため、利用者の希望や課題を把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などの調整を行うとともに、本人と支援メニューとのマッチングを行います。

マッチングをした後は、本人の状態やニーズ・希望に沿った活動につながっているかの見守りを継続的に行うほか、受け入れ先へのサポートを提供する等、社会とのつながり作り、つながりの再構築を目指します。

当事業については、重層的支援会議におけるプラン作成に基づく利用が前提となります。

具体的なイメージがつきにくい事業であります。例えば、引きこもりに状態にあった方や障がいとの境界にあって複合的な課題を抱える方について、福祉サービス事業所やボランティア活動など地域の社会資源に対するマッチングをし、受け入れをしてもらい、継続的な見守りやサポートによりフォローアップしていくことを想定しております。

当事業は、活用できる社会資源の検討等の必要があるため、期間を置いて令和8年度からの委託による実施を目指します。

13ページをご覧ください。地域づくり事業といたしましては、各分野で実施されている既存の事業の取組を活かしながら、各分野での交流の場や居場所において、世代や属性を超えた受入の拡充など、多様な活動が生まれやすい環境整備を推進していきます。

高齢分野では地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、障がい分野では地域活動支援センター事業、こども分野では地域子育て支援拠点事業、その他としてほのぼのコミュニティ21推進事業の計5つの事業が現時点で実施されており、今後、重層事業に位置付けられることとなります。

16ページにお進みいただきまして、包括的支援会議についての説明となります。重層事業においては、多機関協働事業で必置となる重層的支援会議と、社会福祉法により設置する支援会議の二つの会議を開催できることとなりますが、名称による混乱等を避けるため、当市においては両会議の機能を包含する「包括的支援会議」を設置することといたします。

包括的支援会議の内容は、先程多機関協働事業の説明で申し上げたものとなりますが、この項目では、重層的支援会議と支援会議の違いについて、表でまとめております。

両会議の大きな違いは、目的の項目にありますように、個人情報の支援機関間での共有について、本人同意が得られているかどうかで、変わってきます。

重層的支援会議については、同意が得られていることが前提ですが、支援会議は、同意がない状態でも、関係機関間で予防的措置や早期の支援実施のため、情報交換や支援策

の検討を行うことが必要なケースについて、協議を行うことになります。どちらも参集者に守秘義務があることは当然ですが、支援会議については、その性質上、罰則規定もある厳しい守秘義務が課せられることになります。

参集者については、大きな違いはありませんが、ケースに応じて庁内関係課の他、学校、警察、医療機関なども含む支援関係機関より招集することを想定しております。

開催時期は、随時必要に応じてとなりますが、重層的支援会議については少なくとも1年に1回は定期開催することといたします。

18ページをご覧ください。各開催時期別の会議での主な検討内容をまとめた表ですが、プラン策定時の他、モニタリングの結果、目標の達成が困難な場合は再プランの検討を行うことも想定されます。また、支援終結の判断、支援中断の決定についても、個々の支援機関の判断ではなく、会議において決定していくことになります。

下図は、相談開始から支援終結までのフローであり、ここまでの説明のまとめでもございます。多分野にまたがる複雑化・複合化した課題で、既存の連携や会議体で調整が困難な事例について、本人の同意がある場合に重層的支援会議、ない場合は支援会議において、それぞれ支援策等を検討し、支援を実施、モニタリングの結果、目標が達成された段階をもって支援終結となるというものであります。図で見ると簡単ですが、ここまでの道のりは実際にはかなりの困難と時間が伴うものと想像されますが、以上が現在想定している支援の手順であります。

19ページをご覧ください。最後の項目として、連携体制の構築と計画の推進になります。

連携体制の構築といたしまして、特に包括化する4分野については、つなぐシートや相談機関一覧表の作成により連携のさらなる円滑化を図るとともに、関係各課・関係機関等による相互の制度理解や意識醸成のための研修会を開催します。

また、庁内の連携体制や役割分担に関する協議、重層事業全体の進捗状況の管理、課題整理のための関係課により構成する庁内連絡会議を設置します

他分野との連携としては、事業の推進のためには、労働分野、教育分野等々、包括化する4分野以外の分野との連携も重要でありますことから、他分野の支援関係機関や事業者に対しても、事業の周知や理解促進のための取組を行います。

次に、ICT技術の活用としましては、他機関へのつなぎの平準化を目指し、ICT技術を活用したツールの導入を検討していきます。

20ページにまいりまして、最後の計画の評価と進行管理についてであります。施策の着実な推進のため、年度ごとに実施状況を確認した上で、PDCAサイクルを通じて、定期的に点検・評価し、必要に応じ施策の充実や改善を図ってまいります。具体的には、毎年度地域福祉計画の進捗状況評価時に合わせて、八戸健康福祉審議会及び当社会福祉専門分科会へ報告し、評価をいただくことといたします。また、その評価結果については市ホームページ等を通じて広く公開をします。

21ページから23ページにかけては参考資料として、社会福祉法の重層事業に関係する部分を抄録しております。実施計画の説明については以上でございます。

続きまして、本日、追加で配付いたしました資料3「実施計画策定スケジュールについて」をご覧ください。今後の実施計画策定に係るスケジュールでございますが、本日ご審議をいただく原案について、当会議でのご意見等を踏まえた最終案を、委員の皆様へ送付し、ご確認いただきました上で、年末から来年にかけてパブリックコメントを実施いたします。

そのあと、寄せられました市民からの意見等を踏まえ、必要に応じて原案の内容を再度調整する予定でございます。調整があった場合の最終案については、再度皆様へ送付のうえ、書面会議により決定させていただきたいと考えております。最終案決定後は市議会や健康福祉審議会への報告を経て、公表する予定です。

以上で議事についての説明を終わります。

質疑応答

○会長：ただ今の事務局からの説明に対して、委員の皆様からご意見・ご質問がございましたらお願いします。はい、委員。

○委員：6ページの多機関協働事業の支援機関が委託の1でございまして、同様に11ページのアウトリーチ事業でも委託が1、12ページの参加支援事業でも委託が1となっています。イメージで結構ですが、この委託というのは、例えば公募してであるとか、どういうところ、例えば地域包括支援センターのようなところをイメージしているとか、ざっくりで結構ですが、どんなところを想定されているのか。個別に契約みたいな形になるのか、教えていただきたいと思います。

○福祉政策課：現在の想定で申し上げますと、市社会福祉協議会への委託というものを検討しているところです。

○委員：三つの事業ともですか。

○福祉政策課：はい、三つの事業ともです。

○会長：なるほどよろしいですか。

○委員：はい。

○会長：他にございますか。

○委員：18ページのところで重層的支援会議と支援会議の二つの会議を包括的支援会議として行うというところは、八戸市のオリジナルでいいことだなと思いましたが、この包括的支援会議におけるエンジンというか、事務局というか、これもまた多分ものすごく大変なお仕事だなと思うのですが、福祉政策課の方で、全体的な調整を行っていく形になるのでしょうか。

○福祉政策課：この会議の主催は、多機関協働事業を受託したところということで、今の想定ですと社会福祉協議会になりますが、ただ庁内関係課との調整については、なかなか難しい部分もあると思いますので、そこは福祉政策課も密に連携しながら、一緒に調整を行っていくことになるかと考えております。

○委員：ありがとうございます。ちょっと意見なのですが、非常に難しく複雑な仕組みで、これを何か国で示されている要領やQ&Aなのかわかりませんが、そういったものを読み込んだ上で、こうして八戸市さん独自でお作りになっていることに、敬意を表するとともに、本当に大変なことでされておられるなど改めて思っておりますが、何か非常に難しい、率直に難しいなっているのがあるので、具体的にどうすればいいのか、ちょっと私もわからないのですが、わかりやすい工夫やパブコメのときも含めて、誰が見てもわかりやすいような説明の方法を、探していただけるといいのかなと思います。以上です。

○会長：他の委員の皆様、何かございますか。はい、委員。

○委員：資料1の一番下のところで、サポートまでには至らないケースが潜在しているという指摘がされて、その後に、この事業でそういう方々を支援していくという繋がりになっていると理解をしたのですが、このサポートまで至らないケースが潜在しているということ、この事業の一番の始まりが、多分そういう方の発見というか、一番のポイントになっていくのではないかなと思うのです。相談者っていうところまで来ると専門職がいろいろ関わって、支援の方法は今でもだいぶ出来ているのではないかなと思うのですけども、むしろ踏み入れない支援が必要な方々がたくさんいるという認識があるということだと思わないので、自分で声を上げないけど困ってらっしゃる方、あるいは困っていることを気づいていない困ってる方というか、そういう方々がいらっしゃるだろうと思うので、そのつなぐ仕組みを、ぜひこの計画の中にも盛り込んでいただければいいなというふうに思っています。

また現状の仕組みで言うと、例えば民生委員さんとか、あるいは地域の班長さんとか町内会長さんとかそういう方々からの声があれば、なお良いだろうと思います。そういう意図的な声を上げてもらうようなことがちょっとあれば良いと思ったのが一つです。

それから、2点目ですが、12ページに支援が始まるとプランを作ることになっていくわけですが、これは委託先が作るというイメージなのではないでしょうか。支援者、例えば障害の部分であれば障害の支援事業所が作るということではなくて、そのプランは大体委託先が中心になって作っていくというイメージで捉えているということでしょうか。

○福祉政策課：はい。1つ目のご質問、ご意見につきましては、このアウトリーチを通じた継続的支援事業の中で、地域住民で困っている方がいないかという情報収集機能も含んでおりますので、そこに期待をしているところです。民生委員であるとか地区社協の会合などに事業受託者が出向いて行って、情報や相談を待っているのではなく出向いて行って情報収集をする中で、そういう潜在的に支援が必要な方を見つけるという機能もあるということです。

2点目のご質問ですが、プランの作成につきましては多機関協働事業の受託者が作成をするということになります。包括的相談支援事業から繋がれてくるので、それらの情報をもらいながら、必要に応じて本人とも面接等をした上でプランを作成するということです。

○委員：多分そういうことだろうとは思いますが、アウトリーチは多分、今でも地域包括支援センターとか相談支援事業者もたくさんやられていると思うのですが、なかなか難しいのではないかと考えていて、自分から声を上げない、支援が必要な人たちが、今隠れていると思っています。

重層事業ではたくさんの支援の仕組みが重なっていきながら支援していくということだろうと思いますし、アウトリーチの仕組みやアウトリーチの手段も含め、専門職だけでは届かないところがたくさんあるのだろうと思うので、そういうネットワークや網の目がたくさん貼れるような仕掛けがあったら、支援が必要な人が見つかって、支援が届いていくようになってほしいと思います。

いずれにしても、相談の入口までたどり着かないことも問題だと思っているので、その入口にたどり着くような仕掛けがあればいいなと思っています。アウトリーチの仕組みも当然行っていくということなのでそれも期待したいと思います。

○会長：他に何かございますか。はい、委員。

○委員：私も三つの事業の説明を聞いて、委託先がどこになるのだろうと思っていたのですが、こういうことは事前に社会福祉協議会と何か打合せとかやっているのですか。

○福祉部次長兼福祉政策課長：はい、お話はさせていただいております。

○委員：ただ、社会福祉協議会も見ていると非常に忙しいそうですので、委託するときは当然委託料をつけてということになると思うのですが、やっぱりきちっと事業を行うために、社協が十分に力を発揮できるぐらいの委託料が必要なわけですから、ちゃんと措置していただければ、この事業は上手くいくのではないかと思います。

先程、民生委員からの情報もというお話がありましたが、やっぱり見えないところや見えない人を探すとか、積極的に探すってということじゃないですけども、民生委員活動の中にも住民の見回り活動とかありますから、そういうところでは少しは民生委員とすれば役に立てる部分があるのではないかなと思いました。

やっぱりこういう狭間に隠れている人への対応とかもですね、国でも地域共生社会を目指すと言っているわけですから、こういう計画をきちっと実行できるような体制を整えていただきたいと思います。

○会長：はい、ありがとうございます。他にございませんか。はい、委員。

○委員：素晴らしい計画で本当に実現したら住みやすくなるんだろうなと思いました、ただ、すごく大変なんじゃないかなと思いました。

やっぱり支援が必要な人を掘り起こすことも大事だし、多分手を挙げたくない人もいるだろうし、今は個人情報の取扱いなんかもとても厳しいので、やっぱりそこら辺が上手く機能

しないと、上手くいかないのではないかなということで、今のお話のように、せっかく民生委員の人たちがたくさん地域を回って、そういう一人暮らしだったり、高齢者だったり、見守っているのだけでも、なかなか支援とか連携に上手く繋がっていないケースを聞いているので、それが上手くいくようになったら、本当に地域の民生委員さんの力が、これから次の色々な役割をしている人たちの力が大事なんじゃないかなと思って、すごく期待したい良い事業だと思います。ただ、その分大変だということも十分伝わってきます。ぜひ、いい形でみんながつながればいいなと思っています。以上です。

○会長：はい、ありがとうございます。他にございませんか。

それでは、ないようですので、事務局には、本日それぞれの立場で委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、必要に応じて実施計画原案を修正してもらい、その原案をもって、パブリックコメントにおいて、市民の皆様へお示しするというところでよろしいでしょうか。

【異議なし】

○会長：異議がないようですので、事務局ではそのように対応いただきたいと思います。

それでは、本日の議事につきましては終了といたします。

○会長：以上で、本日予定しております案件の審議は全て終了いたしました。他に何かございませんか。

ないようですので、これをもちまして審議を終了させて頂き、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

閉会

○司会：はい、会長ありがとうございました。

委員の皆様にお集まりいただいたの会議は、年度内は本日が最後となりますが、いただきましたご意見を踏まえた修正案およびパブリックコメント後に調整を行った最終案につきましては、書面にて送付させていただきます。それぞれお手元に届きましたら内容をご確認くださいようお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度第2回八戸市健康福祉委員会、社会福祉専門分科会を閉会いたします。本日はありがとうございました。